指定給水装置工事事業者のみなさまへ

上三川町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行になりました。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1 ~ H11.3.31	令和2年9月29日まで
H11.4.1 ~ H15.3.31	令和3年9月29日まで
H15.4.1 ~ H19.3.31	令和4年9月29日まで
H19.4.1 ~ H25.3.31	令和5年9月29日まで
H25.4.1 ~ R1.9.30	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さまあてに、 文書にて個別に通知いたします。

なお、郵便の不着や未更新の方 への<u>再通知はいたしません。</u>

●指定更新の要件は新規指定と同様です

- ※水道法第25条の3(指定の基準)を準用
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・<u>様式第1</u>及び<u>第2</u>
- ·機械器具調書
- ・<u>定款の写し</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人)又は住民票の写し(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等の写し)

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います

- ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水 装置工事の事業を運営していることを確認
- 1.指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 2.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- 3.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎3項目確認資料

- 外部研修の受講実施履歴等 ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは 上下水道課 上水道業務係 TEL:0285-56-9168